

- 3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。
 - (1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果を記載した安全衛生管理に関する「処置報告書」を提出すること。
 - (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。
- 4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。
 - (1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。
 - (2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に提示すること。提示のみを義務付けるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。
- 5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。
- 6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。
- 7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づき措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

1.5.3 落下対策

受注者は、施工中において、構造体、仕上材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように、仮設、養生に充分配慮しなければならない。